○「大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会」スケジュール案（平成27年度）

資料４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会 | 開　催  予定日 |
| 第 １ 回 | ①会長及び副会長の選任  ②審議会の進め方について  ③指定基準とその運用について（１）  ④今後のスケジュールについて | ５/１(金)  14:00～ |
| 第 ２ 回 | ①指定基準とその運用について（２）  ②今後のスケジュールについて | 5/22(金)  14:00～ |
| 5月下旬 | 『大阪府地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を  受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する  条例施行規則』公布  『指定ＮＰＯ法人制度の手引』（仮称）を公表 |  |
| 6月1日 | 『大阪府地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を  受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する  条例』施行  『大阪府地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を  受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する  条例施行規則』施行 |  |
| 第 ３ 回 | ６月末までに条例指定の申出があった法人  ①条例指定申出ＮＰＯ法人について | ７/17(金)  14:00～ |
| 9月下旬～  10月下旬 | 9月議会に寄附金条例改正案を上程 |  |
| 第 ４ ～６回 | ７月から10月末までに条例指定の申出があった法人  ①条例指定申出ＮＰＯ法人について | 第４回 ９月＿日  第５回 10月＿日  第６回 11月＿日 |
| 2月下旬  ～3月下旬 | ２月議会に寄附金条例改正案を上程 |  |

* 審議会を開催しない場合、原則、開催日の3週間前に連絡します。